# ◇ 亀岡市重層的支援体制整備事業【かめおかモデル】◇

重層的支援体制整備事業

## （6）アドバイザリーチーム
（令和３年度から実施）

事業実施に対する助言
事業計画の策定・評価

## （4）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
（令和４年度から実施）

長期にわたりひきこもり状態にある人など自ら支援につながることが難しい人に対して、アウトリーチによる継続的な支援を行い、本人との関係構築を図る。

## （2）包括的相談支援事業
（令和３年度から実施）

- 子ども Bcome
- 高齢者 地域包括支援センター
- 生活困窮 生活支援センター
- 障がい 障がい者相談
- その他 福祉なんでも相談

**相談支援機関**
（各福祉分野を超えた連携）

**断らない相談窓口**
世代や属性を超えた相談の受け止め

単独の支援機関では対応が難しい事例を多機関協働事業につなぐ。

## （3）多機関協働事業（令和３年度から実施）

支援に繋がりにくい潜在的な課題等の情報共有を行うための会議（守秘義務あり）

**複雑・複合化したケース**

同意なし

福祉なんでも相談窓口

### 支援会議（社会福祉法第１０６条の６）

本人の同意がない中でも支援機関が気になっている複雑・複合化した課題が疑われるケースの情報共有を行う。

同意

同意あり

### 重層的支援会議

本人の同意を得て、各支援機関の参加のもと、支援の方向性を定め、支援方法を共有する。
- 課題整理と支援の役割分担
- 支援プランの作成と共有

役割分担・連携
- 支援機関
- 支援機関
- 支援機関
- 支援機関

中核機関として、各支援機関との調整と支援全体の把握を行う。

### 支援の実施

- 支援機関⇒ 支援の実施
- 支援機関⇒ 支援の実施
- 支援機関⇒ 支援の実施

重層的支援会議において、各分野にわたる支援体制の調整を行う。
- プランの適切性の協議や終結時の評価
- 活用できる社会資源の把握とマッチング

**支援プラン終了**

## （1）支援体制の構築
【関係機関の連携強化】
（令和３年度から実施）

- 地域福祉関係者会議（庁内連携会議）
- 生活困窮者ネットワーク推進会議
- セーフコミュニティ自殺対策委員会

## （5）参加支援事業

本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で、社会とのつながりを作るための支援を実施する。

- 居場所
- 活躍・交流の場
- 住居支援
- 就労の場 就労支援

## （7）地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくり
交流・参加・学びの機会を生み出すための支援
地域福祉活動の活性化

対象者に寄り添う支援 ・ 支援者の負担を軽減する取組

**持続可能な支援体制の構築**